

# 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 6. 22 第 189 回国会第 13 号

6 月 22 日（月）、第 13 回の委員会が開かれました。

## 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号） 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）慶應義塾大学名誉教授・弁護士	小林 節君
弁護士	阪田 雅裕君
駒澤大学名誉教授	西 修君
法政大学法科大学院教授	宮崎 礼壹君
拓殖大学特任教授	森本 敏君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 平 沢 勝 栄君（自民）

- ・枝野幸男衆議院議員が平成 25 年に誌上で、自衛権を個別的自衛権と集団的自衛権の 2 つに分ける二元論を批判したことに関する西参考人の見解を伺いたい。
- ・6 月 4 日の憲法審査会で憲法学者 3 人全員が「違憲」とした平和安全法制関連法案がなぜ合憲なのか、西参考人の見解を伺いたい。
- ・PKO 法は多数の憲法研究者の反対を押し切る形で平成 4 年に成立したが、法律を制定した当時の判断は妥当であったと考えるのか、森本参考人の見解を伺いたい。

### 大 串 博 志君（民主）

- ・集団的自衛権行使の限定容認の是非については、長年にわたる国会議論の積上げがないため、政府や国会は憲法学者や憲法学会の見解を重視するべきと考えるが、小林参考人の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制関連法案は、成立後の運用の見通しも含めて考えると、憲法と整合的であると言えるのか、阪田参考人の見解を伺いたい。
- ・政府は、一般に他国領域での武力行使は認められないとしているが、集団的自衛権の限定行使が認められた場合でも、他国領域での武力行使は認められないとするのは不自然と考えるが、宮崎参考人の見解を伺いたい。

### 柿 沢 未 途君（維新）

- ・我が国の防衛に資する活動を実施している他国が攻撃されたときには、我が国の自衛権に基づき武力を行使できると整理すれば、拡大解釈の余地がなくなるため、妥当

であると考えますが、小林参考人及び阪田参考人の見解を伺いたい。

- ・平和安全法制が整備されれば、憲法第 9 条を改正する必要性や機運が低下すると考えられるが、西参考人の見解を伺いたい。
- ・自国のことのみに専念して他国を無視してはならないとする憲法前文の理念に照らして、我が国が国際社会において果たすべき役割について、小林参考人の見解を伺いたい。

### 遠 山 清 彦君（公明）

- ・我が国を取り巻く安全保障環境は、どのように変容したのか、森本参考人に伺いたい。
- ・新 3 要件は昭和 47 年の政府見解が示した基本的論理の枠内であるとの政府の説明について、阪田参考人の見解を伺いたい。
- ・任務が拡大する自衛隊の海外派遣において、法律上の歯止め等や抑制的な運用実績を踏まえれば、自衛隊員の安全確保に問題はないと考えるが、森本参考人の見解を伺いたい。

### 赤 嶺 政 賢君（共産）

- ・集団的自衛権の限定行使を可能とする憲法解釈は、従来政府見解から導き出せないと考えるが、阪田参考人及び宮崎参考人の見解を伺いたい。
- ・自衛隊法改正により米軍等の武器等防護を可能にする問題点について、宮崎参考人の見解を伺いたい。
- ・新ガイドラインに基づくグローバルな日米相互協力により、沖縄の基地負担が更に増えると考えますが、森本参考

人の見解を伺いたい。